

5年金

障害基礎年金（国民年金）

5

年
金

対象者 障害の原因となる病気やけがの初診日が以下のいずれかの期間にあり、国民年金法に定められた1級・2級（障害者手帳の等級とは異なります）の障害の状態に該当する方

- (1) 国民年金加入期間
- (2) 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
- (3) 20歳前の期間で、かつ年金制度に加入していない期間

内 容 国民年金法の1級・2級の障害の状態になったときに支給されます。

年金額（令和7年度）：

障害基礎年金1級に該当する方

年額 1,039,625円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,036,625円）

障害基礎年金2級に該当する方

年額 831,700円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は829,300円）

※納付要件があり、病気やけがの初診日がある月の前々月までの被保険者期間のうち、初診日の前日において、保険料を納めた期間（免除期間などを含む）が、3分の2以上あることが必要です。（初診日が令和8年3月31日以前の場合は、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がなければよいことになっています。）20歳前に初診日がある人は、納付要件はありませんが、本人の所得制限があります。

申 請 要件確認後に請求時期のご案内や必要書類のお渡しをします。

必要なもの

- (1) 障害年金用診断書
 - (2) 受診状況等証明書
 - (3) 病歴就労状況等申立書
 - (4) 本人名義の預貯金通帳
 - (5) 「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」
 - (6) 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳（お持ちの場合）
- ※その他の書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

問合せ 区民課年金係

☎ 03-3647-1131 FAX03-3647-9415

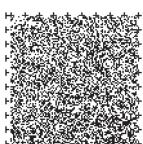
江東年金事務所お客様相談室（予約制）

☎ 03-3683-1231 自動音声案内（1→2） FAX03-3681-6549

障害厚生年金・障害手当金（厚生年金保険）

対象者 障害の原因となる病気やけがの初診日が厚生年金加入期間中にある以下の方

- (1) 障害基礎年金を受けられる障害（1級・2級（障害者手帳の等級とは異なります。））が生じた方
- (2) 障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金保険の障害等級表に該当する方



内 容 障害の程度により 1 級から 3 級および障害手当金（一時金）に分かれています。年金額は障害等級や被保険者期間などにより算出されます。

※納付要件があり、病気やけがの初診日がある月の前々月までの被保険者期間のうち、初診日の前日において、保険料を納めた期間（免除期間などを含む）が、3 分の 2 以上あることが必要です（初診日が令和 8 年 3 月 31 日以前の場合は、初診日の前々月までの直近 1 年間に未納期間がなければよいことになっています）。

申 請 江東年金事務所お客様相談室へご相談ください。

問合せ 江東年金事務所お客様相談室（予約制）

☎ 03-3683-1231 自動音声案内（1 → 2） FAX03-3681-6549

〒136-8525 江東区亀戸 5-16-9

特別障害給付金

対象者 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金を受けられない方で、次の要件を満たし認定された方

(1) 国民年金に任意加入していなかった次の①または②の期間に、障害の原因となつた病気やけがの初診日がある。

①平成 3 年 3 月以前、国民年金任意加入対象であった学生

②昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済組合等の加入者に扶養されていた配偶者

(2) 現在、障害基礎年金 1 級・2 級相当の障害の状態にある。

内 容 給付金額（令和 7 年度）：

障害基礎年金 1 級に該当する方 月額 56,850 円

障害基礎年金 2 級に該当する方 月額 45,480 円

申 請 要件の確認をしますので、初診日や通院履歴等を調べたうえで、年金係にお問い合わせください。要件確認後に、必要書類をお渡しします。

問合せ 区民課年金係

☎ 03-3647-1131 FAX03-3647-9415

江東年金事務所お客様相談室（予約制）

☎ 03-3683-1231 自動音声案内（1 → 2） FAX03-3681-6549

障害年金生活者支援給付金

対象者 障害基礎年金を受給している方で、前年の所得が「4,794,000 円 + 扶養親族の数 × 38 万円※」以下の方 ※扶養親族によって金額が異なることがあります。

内 容 給付金額：障害等級 1 級に該当する方 月額 6,813 円

障害等級 2 級に該当する方 月額 5,450 円

上記金額が年金とは別に支給されます。

申 請 障害基礎年金請求書受付時にあわせて受付します。

（障害年金受給決定後、障害年金生活者支援給付金について別途審査があります。）

問合せ 区民課年金係

☎ 03-3647-1131 FAX03-3647-9415

江東年金事務所お客様相談室（予約制）

☎ 03-3683-1231 自動音声案内（1 → 2） FAX03-3681-6549

